

②株式会社日本信用情報機構

〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

TEL : 0570-055-955 ホームページアドレス <https://www.jicc.co.jp/>

*株式会社日本信用情報機構は貸金業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員名簿等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。貸金業法に基づく指定信用情報機関。

(4) 取扱金融機関が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は下記の通りです。

①全国銀行個人信用情報センター

住所は下記ホームページにてご確認ください。お問い合わせ先 : 03-3214-5020

ホームページアドレス <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

*主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

第4条 個人情報の開示・訂正・削除

(1) 契約者は、取扱金融機関及び第3条に記載の個人信用機関に対して個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。)に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

①取扱金融機関に開示を求める場合には第7条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、取扱金融機関所定の方法(取扱金融機関のホームページ)によってもお知らせします。

②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第3条に記載の個人信用情報機関にご連絡ください。

(2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、取扱金融機関は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第5条 本同意事項に不同意の場合

取扱金融機関は、契約者が本契約の必要な記載事項(契約書表面で契約書に記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、本同意条項第2条に同意しない場合でも、これを理由に取扱金融機関が本契約をお断りすることはありません。

第6条 利用中止の申し出

本同意条項第2条による同意を得た範囲内で取扱金融機関が当該情報を利用している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の取扱金融機関での利用を中止する措置をとります。

第7条 個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口

個人情報の開示・訂正・削除についての契約者の個人情報に関するお問い合わせ利用中止、その他のご意見の申し出に関しましては、下記までお願いします。

〒160-0022 東京都新宿区新宿一丁目3番12号 壹丁目参番館5階

株式会社優良住宅ローン 業務部 (お問い合わせ先 03-6457-7451)

第8条 本契約が不成立の場合

本契約が不成立の場合であっても申込みをした事実は、第1条及び第3条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第9条 条約の変更

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第10条 外国 PEPs に関する通知

(1) 私、私の家族(配偶者(事実婚を含みます)、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母及び子)のうち、外国政府等において重要な地位を占める以下の職に就いている、または過去就いたことのある人物がいる場合、又はいずれの職に就くことになった場合は、遅滞なく、次項の項目について別途書面で取扱金融機関に通知いたします。

①日本における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職

②日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職

③日本における最高裁判所の裁判官に相当する職

④日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職

⑤日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職

⑥中央銀行職員

⑦予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

(2) 前項に定める通知には、以下の①乃至③を含むものとします。

①私との関係(続柄)

②国名

③職位

以上